

# 開発行為による公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類

R5.3.1 作成

必要書類	備考
1 印鑑証明書 (コピー不可)	原本は返却できません <u>申請者が法務局岡崎支局の管轄区域(注)以外に本社住所を有する法人であるとき、または個人のときに必要です。</u>
2 会社法人等番号の確認できる書類 (コピー可)	法人の登記事項証明書または印鑑証明書 <u>1で印鑑証明書を添付する場合は不要です。</u>
3 登記原因証明情報及び登記承諾書	押印と捨印が必要(印影が明瞭であること) ・帰属日と承諾日は、完了公告日の翌日を記入する必要があります。分からない場合は、空欄にしてください。 ・登記原因 付替えがある場合 → 第40条第1項 付替えがない場合 → 第40条第2項
<u>※公告日の翌々日以降に該当地を分筆した場合、登記原因証明情報及び登記承諾書と地籍測量図をホチキス止めし、見開きページ毎に土地所有者の割り印(印鑑登録印)が必要となります。</u>	
4 地形図	1/2,500の位置図 (公共施設の部分を図示すること)
5 地積測量図	法務局所管の測量図等の写し <u>公共用地が残地求積のときは、さらに「土地家屋調査士の作成した確定図」が必要です。</u>
6 公図(コピー可)	分筆後のものであること
7 土地登記簿の全部事項証明書 (法務局取得原本のコピー、または、登記情報提供サービスで取得したものも可)	・分筆後のものであること ・根抵当権等が設定されていないこと(設定があった場合は抹消されていること) <u>※地役権については帰属先の部署に直接確認すること</u> ・地目の変更がされていること 道路部分→ <b>公衆用道路</b> 水路部分→ <b>用悪水路</b> 公園部分→ <b>公園</b> 防火水槽・ゴミ置き場部分→ <b>雑種地</b> 調整池部分→ <b>池沼</b> その他部分→ <b>ご相談ください</b>
8 検査済証の写し	
9 その他認める書類	・都市計画法第32条に基づく協議により、市から開発行為者に帰属することとなった土地の所有権移転登記には、登録免許税に応じた収入印紙が必要となります。収入印紙の金額や必要な書類は別途ご相談ください。 ・土地所有者が個人の場合で、登記された土地所有者住所と印鑑証明に記載された住所が異なるときは、住民票や戸籍の附票等の住所の履歴が確認できる公的書類の原本が必要となります。

注 法務局岡崎支局の管轄外の場合は、印鑑証明書が必要となります。

法務局岡崎支局の管轄区域・・・岡崎市、幸田町、豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市、西尾市、新城市、北設楽郡

- ・書類は各1部必要です。公的機関から取得した書類は、発行日から3ヶ月以内であること。
- ・法人の押印は、印鑑証明に登録された印を押印すること。印に誤りがあった場合、法務局で受理されずに手続きが遅れることがあります。